

## 会津若松地方広域市町村圏整備組合公告第9号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び第167条の10の2第6項並びに会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則（平成20年会津若松地方広域市町村圏整備組合規則第4号）第115条の規定に基づき、次のとおり総合評価方式制限付一般競争入札について公告する。

令和2年9月1日

会津若松地方広域市町村圏整備組合 管理者 室 井 照 平

### 1 入札に付する事項

- (1) 事業番号 環事第1号
- (2) 事業名称 新ごみ焼却施設整備・運営事業
- (3) 事業場所 福島県会津若松市神指町大字南四合字オノ神504番地外
- (4) 事業の目的

本事業は、ごみを安定的かつ経済的に処理するとともに、余熱の有効活用を行い、循環型社会に適した処理システムの確立を目的とする。

併せて、本組合は、本事業を民間事業者により長期間、一括して実施させることにより、民間事業者の創意工夫による効率性等の発揮を実現化することで、本組合の財政負担の縮減及び公共サービス水準の向上を図るものとする。

- (5) 本施設の概要

処理方式 ストーカ炉（連続運転式）

処理能力 196 t/日（2系列、全連続燃焼方式）

その他 別紙、入札説明書による。

- (6) 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号改正令和1年法律第71号）に準拠して、事業者が本組合と事業契約を締結し、自らの提案をもとに設計・建設を行った後、本組合に本施設を引き渡したうえで、事業期間中に本施設の運営を行うDBO方式（Design：設計 Build：建設 Operate：運営）により実施し、事業者は運営事業者となる特別目的会社（以下「SPC」という。）を設立するとともに、本組合の所有となる本施設の設計・建設及び運営に係る本事業を一括して行う。

- (7) 事業期間

ア 設計・建設工事期間

令和3年8月から令和8年3月まで

イ 運営業務期間

令和8年3月から令和23年2月まで（15年間）

- (8) 対象となる業務範囲

別に公表する入札説明書による。

(9) 予定価格及び入札比較価格

予定価格 29,675,002,500 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

入札書比較価格 26,977,275,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)

工事費及び運営費の内訳額は次のとおりである。

なお、当該内訳額は参考として示すものであり、上記の予定価格及び入札書比較価格を拘束するものではない。

ア 工事費の内訳額 (参考)

19,579,888,900 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

17,799,899,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)

イ 運営費の内訳額 (参考)

10,095,113,600 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

9,177,376,000 円 (消費税及び地方消費税の額を含まない。)

(10) 本事業に係る入札については、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価方式制限付一般競争入札によるものとする。

(11) 低入札価格調査

地方自治法施行令第167条の10の2第2項の規定に基づき、本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準となる価格 (以下「調査基準価格」という。) を設定しているため、調査基準価格を下回っている入札を行った者は、入札終了後に、本組合の行う事情聴取に協力すること。また、失格基準価格を下記のとおり設定しているため、この価格を下回る入札を行った者は失格となる。

ア 調査基準価格の設定

調査基準価格率の基礎数値 0.890

調査基準価格は、調査基準価格率の基礎数値に開札時に代表者のくじ引きにより決定される0.000から0.009までのいずれかの数値 (0.000に0.001を順次加えた数値) を加算して得られた数値 (以下「調査基準価格率」という。) を予定価格に乗じて得た額 (千円未満切捨) とする。

$$\text{調査基準価格} = \text{予定価格} \times (\text{調査基準価格率の基礎数値} + (0.000 \sim 0.009 \text{ の数値}))$$

イ 低入札価格調査における失格基準価格の設定

失格基準価格は、入札額 (消費税及び地方消費税込み。以下同じ。) の低い順に5者 (入札参加者が5者に満たない場合は全ての参加者。ただし、入札無効となることが判明した者、入札書又は価格内訳書の不備により入札無効となる者及び入札額が予定価格を超過した者を除く。) の入札額の平均値に0.9を乗じて得た額 (千円未満切捨) とする。ただし、失格基準価格が調査基準価格以上の場合は、調査基準価格を失格基準価格とし、失格基準価格が予定価格に調査基準価格率から0.05を減じて得た数値を乗じた額 (千円未満切捨) 以下の場合は、この額を失格基準価格とする。

$$\text{失格基準価格} = \text{入札額の低い順に5者の平均額 (税込)} \times 0.9$$

ただし、
$$\text{予定価格} \times (\text{調査基準価格率} - 0.05) \leq \text{失格基準価格} \leq \text{調査基準価格の範囲内}$$

## 2 入札説明書等の公表

本事業に係る入札説明書、要求水準書、落札者決定基準書、様式集、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）その他これらに付属又は関連する書類を次のとおり公表する。

- (1) 公表日 入札公告の日
- (2) 公表場所 本組合のホームページ（ダウンロードして入手すること。）

## 3 応募に関する事項

応募者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限日において、下記の要件を全て満たしていることとする。

### (1) 応募者の構成等

応募者の構成等は、次のとおりとする。

ア 応募者は、本事業を実施する予定の単独企業又は管内業者の企業を含む複数の企業で構成される者（以下「企業グループ」という。）とする。

イ 応募者は、本事業を行う企業のうち、運営事業者となる SPC に出資する企業（以下「構成企業」という。）及び SPC に出資しない企業（以下「協力企業」という。）から構成されるものとする（構成企業のみで構成することも可能とする。）。

ウ 構成企業及び協力企業の数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の企業が適切な役割を担う必要がある。応募者は、構成企業のうちから企業グループを代表する企業 1 社を「代表企業」として定めるとともに、代表企業が一連の応募及び入札手続きを行うこととする。

なお、代表企業は、SPC の唯一最大の出資者となることを予定するものとする。

エ 企業グループは、本施設の設計を行う企業（以下「設計企業」という。）、本施設の建設を行う企業（以下「建設企業」という。）、SPC から直接、運營業務の委託を受けることを予定する企業（以下「運営企業」という。）により構成されることを基本とする。

オ 落札者は、本事業に係る基本協定締結後、事業契約の仮契約締結までに本業務の遂行を事業目的とする SPC を設立する。

カ 企業グループは、参加表明書及び資格審査書類の提出時に、代表企業、その他の構成企業及び協力企業が携わる業務を明らかにするとともに、本工事については、代表企業と設計企業及び建設企業との間で業務等の分担に関する協定を締結していることとする。

なお、本工事の分担に関する協定では、管内業者が分担する業務等が、建設工事請負代金の 100 分の 20 以上になるように努めなければならない。

キ 応募者の構成企業又は協力企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業となることは認めない。

また、参加表明書提出以降、本組合がやむを得ない事情と認めた場合、入札参加資格を失った場合等により入札参加者から脱退した構成企業又は協力企業も、他の応募者の構成企業又は協力企業となることは認めない。

ク 応募者の構成企業又は協力企業のいずれかと、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第3項に規定する親会社及び子会社並びに同規則第8条第5項に規定する関連会社に該当する企業は、他の応募者の構成企業又は協力企業になることはできない。

(2) 応募者の参加資格要件等

構成企業及び協力企業は、下記の要件を全て満たす者でなければならない。

ア 共通の参加資格要件

構成企業及び協力企業の全てが、下記に示す要件を全て満たす者でなければならない。

- 1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。
- 2) 本組合入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 3) 本組合の指名停止、入札参加資格制限等の措置を受けていない者。
- 4) 廃棄物処理法第7条第5項第4号に該当しない者。
- 5) 法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- 6) 会社法（平成17年法律第86号）第511条の規定による特別清算開始の申立てがなされていない者。
- 7) 会社法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条の規定に基づく整理開始の申立て若しくは通告を受けていない者。
- 8) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者（同法附則第2条の規定により、なお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条の規定による更生手続きの申立てを含む。）。
- 9) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者。
- 10) 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条による破産の申立てがなされていない者（同法附則第3条の規定により、なお従前の例によることとされる破産事件に係る同法による廃止前の破産法（大正11年法律第71号）第132条又は第133条による破産の申立てを含む。）。
- 11) 手形交換所において取引停止処分、主要取引先からの取引停止などの事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められていない者。
- 12) 下記に示す者でないこと。又は、これらの者と資本面若しくは人事面において関連がある者でないこと。なお、「資本面において関連がある者」とは、総株主の議決権の50%を超える議決権を有し、又はその出資の総額の50%を超える出資を行っている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有している役員を兼ねている者をいう。

① 選定委員会の委員が属する企業

② 本事業に係るアドバイザー業務受注者

（中日本建設コンサルタント株式会社）

13) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県公安委員会が指定した暴力団等の構成員を役員等（法人の役員、支配人、支店長及び営業所長並びに個人の事業主及び支配人をいう。）として使用していない者。

14) 個人にあつては、暴力団等の構成員でない者。企業にあつては、暴力団等の経営支配法人でない者。

イ 設計・建設及び運営における参加資格要件

構成企業及び協力企業は、本事業を行うものとして、以下の各項の要件を参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出期限日において、全て満たさねばならない。

1) 設計を行う者（設計企業）の参加資格要件

単独企業の場合は、下記の要件をすべて満たした構成企業であることとする。

また、複数企業の場合は、企業グループ全体で下記の要件をすべて満たした構成企業又は協力企業であることとする。

① 建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

② 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による清掃施設工事に係る特定建設業の許可を受けていること。

③ 建設業法に規定する清掃施設工事に係る経営事項審査総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値が1,400点以上であること。

④ ダイオキシン類の排出規制が強化された後、平成14年度以降に竣工し、地方公共団体が発注した下記に示す要件をすべて満たす新設の一般廃棄物処理施設において、設計を元請として施工した実績を有すること。

(イ) 処理方式：ストーカ炉（連続運転式）

(ロ) 処理能力：150トン/日以上（75トン/日以上、2系列以上）

(ハ) 発電設備：ボイラ・タービン式発電を有する設備

(ニ) 稼働実績：稼働開始から3年以上稼働している実績

2) 建設を行う者（建設企業）の参加資格要件

単独企業の場合は、下記の要件をすべて満たした構成企業であることとする。

また、複数企業の場合は、企業グループ全体で下記の要件をすべて満たした構成企業又は協力企業であることとする。

① 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する清掃施設工事、建築一式工事、電気工事及び管工事に係る特定建設業の許可を有すること。

② 建設業法に規定する経営事項審査総合評定値通知書（経営事項審査結果通知書で最新のもの）の総合評定値が清掃施設工事については1,400点以上、建築一式工事については管内業者及び準管内業者の場合780点以上、管外業者の場合1,700点以上、電気工事及び管工事については管内業者及び準管内業者の場合710点以上、管外業者の場合1,200点以上であること。

③ ダイオキシン類の排出規制が強化された後、平成14年度以降に竣工し、地方公共団体が発注した下記に示す要件をすべて満たす新設の一般廃棄物処理

施設において、建設を元請として施工した実績を有すること。

(イ) 処理方式：ストーカ炉（連続運転式）

(ロ) 処理能力：150トン/日以上（75トン/日以上、2系列以上）

(ハ) 発電設備：ボイラ・タービン式発電を有する設備

(ニ) 稼働実績：稼働開始から3年以上稼働している実績

④ 建設業法における清掃施設工事業に係る監理技術者の資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。

⑤ 建設業法における建築工事業に係わる監理技術者として、一級建築施工管理技士又はこれと同等の資格を有する者を本工事に専任で配置できること。

3) 運営を行う者（運営企業）の参加資格要件

単独企業の場合は、下記の要件をすべて満たした構成企業であることとする。

また、複数企業の場合は、企業グループ全体で下記の要件をすべて満たした構成企業又は協力企業であることとする。

① 地方公共団体が発注した以下の要件を全て満たす一般廃棄物処理施設において、運転管理した実績を有すること。

(イ) 処理方式：ストーカ炉（連続運転式）

(ロ) 発電設備：ボイラ・タービン式発電を有する設備

(ハ) 運転管理実績：3年以上の運転管理実績

② 廃棄物処理施設技術管理者の立場として、上記①の実績と同等以上の施設での現場総括責任者を経験した技術者を、本事業の現場総括責任者として運営開始後3年間以上専任で配置できること。

③ 上記①の実績と同等以上の施設での運転経験を有する技術者を運営開始から1年以上専任で配置できること。

④ 事業者の責務を達成するために必要な資格者を配置できること。

⑤ 上記②～④に掲げる要件を満たす者を専任配置でき、かつ本施設の運営開始前の準備期間（令和7年12月以降を予定）から運転習熟訓練に参加させ、供用開始の令和8年3月から専任配置できること。

ウ 建設工事請負事業者が特定建設工事共同企業

1) 建設工事請負事業者である特定建設工事共同企業体（以下「建設JV」という。）の結成方法は、自主結成とする。

2) 建設工事請負事業者である建設JVの構成員の出資比率は、代表構成員を唯一最大とし、その他の建設JVの構成員の出資比率は任意とする。

3) 落札者決定後、落札者は速やかに建設JVの組成に係る建設JV協定書を作成し、本組合に提出すること。

4) 建設JVの存続期間は担当する設計・建設工事の竣工後から3ヶ月を経過した日までとする。ただし、当該存続期間満了後であっても、当該工事につき契約の内容に適合していないものについて責任がある場合、建設JV構成員は、連帯してその責を負うものとする。

#### 4 入札説明書等に関する質問

別に公表する入札説明書による。

#### 5 現地確認

別に公表する入札説明書による。

#### 6 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、資格審査を受けるものとし、入札説明書に定める参加表明書及び資格審査書類を提出すること。

なお、詳細については、別に公表する入札説明書による。

- (1) 提出部数 3部「正本（押印したもの）1部、副本（正本の写し）2部」
- (2) 提出方法 持参によるものとし、郵送等は認めない。
- (3) 提出場所 〒965-0858 福島県会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 2  
会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター
- (4) 受付期限 令和2年10月23日（金）午後5時までとする。

#### 7 入札の手続

##### (1) 入札提案書類の提出

資格審査通過者は、別に公表する入札説明書等に基づき入札提案書類を本組合に提出するものとする。

なお、詳細については別に公表する入札説明書による。

- ア 提出期限 令和3年2月1日（月）午後5時までとする。
- イ 提出方法 持参によるものとし、郵送等は認めない。
- ウ 提出場所 〒965-0858 福島県会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 2  
会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター

##### (2) 開札

入札書の開札は、入札参加者又はその代理人の立会いのうえ行う。開札の日程、場所等の詳細については、基礎審査の結果と併せて入札参加者の代表企業に通知する。

- ア 開札時期 令和3年3月下旬（予定）
- イ 開札場所 福島県会津若松市神指町大字南四合地内
- ウ 入札回数 初度のみの1回とする

#### 8 総合評価に関する事項

##### (1) 入札提案書類の作成

入札提案書類の作成は、別に公表する入札説明書に基づき作成するものとする。

##### (2) 総合評価の方法

落札者決定基準に基づき総合評価値の合計を算出し評価を行う。

##### ア 総合評価の審査の配点

技術評価点を60点満点、価格評価点を40点満点とし、総合評価値100点満点で評

価する。

イ 技術提案書の審査

技術提案書を別に公表する落札者決定基準書に示す審査項目及び配点に基づき得点化する。

なお、得点化の際には、小数点第4位を四捨五入した値とする。

ウ 入札価格の審査

最低入札価格（失格基準価格を下回り失格となった入札価格を除く。）を満点の40点とし、それ以外の価格については、次の式に従って得点化する。

なお、得点化の際には、小数点第4位を四捨五入した値とする。

入札価格の定量化審査の得点 =  $40 \times (\text{最低入札価格} / \text{当該入札参加者の入札価格})$

エ 技術提案書に関するヒアリング

選定委員会は、技術提案書の定量化を行うに当たり入札参加者に対し、ヒアリングを行う。

ヒアリングの開催要領の詳細は、基礎審査の結果と併せて、入札参加者の代表企業に通知する。

9 入札保証金

免除する。

10 入札の無効

次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 本公告に定める入札参加資格に必要な資格のない者のした入札
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められた者のした入札
- (3) その他、入札条件又は組合において特に指定した事項に違反した入札

11 落札候補者の選定

選定委員会において、最も総合評価値（技術評価点と価格評価点の合計）が高い入札参加者を落札候補者として選定する。

なお、最も総合評価値が高い入札参加者が同点で2者以上いる場合には、同点の者の中から当該者にくじを引かせて落札候補者を決める。

12 落札者の決定

本組合は、選定委員会の選定結果を踏まえ、落札者を決定する。

13 契約に関する事項

会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則及び入札説明書等の規定に基づき契約締結する。



(1) 基本協定の締結

落札者は、事業契約の締結に先立って、事業契約の速やかな締結に向けた相互の協力業務、本事業の円滑遂行を果たすための基本的業務に関する事項、落札者を構成する各企業の本事業における役割に関する事項及びS P Cの設立に関する事項等を規定した基本協定をS P C設立までに本組合と締結する。

(2) S P Cの設立

落札者は、運営事業者であるS P Cを事業契約の仮契約締結前までに、別に公表する入札説明書に規定する運営事業者を設立すること。

(3) 契約の締結

本組合は、落札者と事業契約内容の詳細について協議を行い、基本協定、基本契約（仮）、建設事業者と建設工事請負契約（仮）を運営事業者（S P C）と運營業務委託契約（仮）を締結する。

(4) 本組合議会の議決

本組合と落札者は契約内容の合意後に、仮契約を締結し、事業契約の締結に関する議案を本組合議会に提出し、可決を経た上で事業契約を締結する。

14 契約保証金

本事業の契約に係る保証金については次のとおりとする。ただし、会津若松地方広域市町村圏整備組合財務規則第102条に該当する場合は、契約保証金の全額又は一部の納付を免除することができる。

(1) 設計・建設期間における保証

建設事業者は、建設工事請負契約に定める契約金額の100分の10以上の額を契約締結と同時に納付するものとする。

(2) 運営期間における保証

運営事業者は、運營業務委託契約に定める契約金額の総額を15年間で除した額の100分の10以上の額を運営期間の各事業年度の開始日までに契約保証金として納付するものとする。

15 違約金特約条項

落札者と本組合は、違約金に関する特約条項を締結するものとする。

16 その他

(1) 入札のとりやめ等

応募者又は入札参加者の不穏な行動等により、本組合が公正に入札を執行できないと認められる場合、当該応募者又は当該入札参加者は入札に参加することができない。また、競争性が担保されないと認められる場合、本組合は入札の執行を延期又は取り止めることがある。

(2) 入札結果の通知及び公表

選定委員会による選定結果を踏まえ、落札者を決定し、その結果を入札参加者の代表企業に通知するとともに、本組合のホームページにおいて公表する。

- (3) 建設工事請負契約を締結した者は、その請負代金額が500万円以上となる場合は、C O R I N S ((一財) 日本建設情報総合センターが運営する工事实績情報システム) に登録すること。
- (4) 詳細については、別に公表する入札説明書等による。

**【事務局】**

会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター

〒965-0858 会津若松市神指町大字南四合字深川西 292 番地 2

TEL : 0242-27-9004 FAX : 0242-27-9005

E-mail : [kankyo@aizu-kouiki.jp](mailto:kankyo@aizu-kouiki.jp) Web サイト : <http://www.aizu-kouiki.jp/>